

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

善意銀行基金積立規程

第1条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、対馬市内の社会福祉事業の推進を図るため、善意銀行基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

第2条 基金は、対馬市民及び市内外の企業・団体から受ける寄付金等をあてる。

第3条 基金は、銀行その他の金融機関への預金等确实かつ有利な方法により管理するものとする。

第4条 基金の運用は、サービス区分をもうけて、その収入及び支出の状況を明確にしておかなければならない。

第5条 基金の運用から生ずる収益は、市内の社会福祉事業を推進するため、社会福祉事業を目的とする他の拠点区分へ繰り入れすることができる。

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金を取り崩してその資金に充てることができる。

- (1) 福祉教育事業に関する事
- (2) 地域福祉事業に関する事
- (3) ボランティア事業に関する事
- (4) 先駆的な社会福祉事業に関する事
- (5) その他、特に会長が必要と認める事

2 前項による基金の取り崩しは、理事会の同意を得、評議員会の議決を経て行うものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

第8条 この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得ておこなう。

附 則

1 この規程は、平成17年3月23日より施行する。

- 2 この規程の施行前に行われていた合併前の厳原町善意銀行基金、美津島町善意銀行基金、豊玉町善意銀行基金、峰町善意の基金、上県町善意銀行基金、上対馬町善意の基金は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程は、平成26年7月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成28年6月1日より改正実施する。